

(仮称) 雪ノ下消防出張所新築工事設計業務委託
地質調査業務仕様書

鎌倉市総務部公的不動産活用課

本仕様書は、(仮称) 雪ノ下消防出張所新築工事設計業務に係る地質調査業務について定めるものです。受注者は、調査業務委託共通仕様書及び本特記仕様書に従って調査業務を行うものとします。また、調査前に調査職員、関係各機関と綿密な打合せを行い、十分に市の意向が反映されるようにするものとします。

1 業務内容

- (1) 業務名 (仮称) 雪ノ下消防出張所新築工事設計業務委託
- (2) 業務場所 鎌倉市雪ノ下四丁目 615 番 2、同番 8、616 番 1、同番 4、585 番 7、同番 9
- (3) 業務期間 令和 9 年 (2027 年) 8 月 31 日まで
ただし、実施設計に反映できるようスケジュールを組み実施すること

2 業務概要

- (1) 機械ボーリング
 - ア 機械ボーリング 4 箇所
 - イ 乱さない試料の採取
 - ウ 原位置試験
 - (ア) 標準貫入試験：N 値 50 以上の地層を 5 m 以上確認のこと
 - (イ) 孔内水平載荷試験
 - エ 物理的性質試験
 - (ア) 土粒子の密度試験
 - (イ) 土の含水比試験
 - (ウ) 土の粒度試験 (フルイ + 沈降)
 - (エ) 土の液性限界試験
 - (オ) 土の塑性限界試験
 - オ 力学的性質試験
 - (ア) 土の三軸圧縮試験
- (2) 報告書等の作成
「6 提出成果品」によるものとします。

3 仕様について

本業務は、本仕様書によるほかは日本産業規格 (JIS) 及び地盤工学会基準 (JGS) 等によるものとします。

4 条件について

- (1) 工程関係
 - ア 調査に際しては、あらかじめ調査職員と打合せを行い、工程表、業務計画書を作成し調査職員の承諾を得るものとします。

イ 本業務の現場での業務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時までとし、行政機関の定める休日（日曜日・土曜日、国民の祝日及び年末年始）の現場での業務は行わないものとします。

ウ 限られた業務期間内での現場の調査となるので、十分な業務実施体制をとり、効率的な計画を立て、遅滞なく履行するものとします。

(2) 用地関係

資材置場及び業務用車両の駐車場は、業務計画で明確にし、調査職員及び施設管理者の確認を受けるものとします。

(3) 公害関係

ア 業務で使用する建設機械については、「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」及び「排出ガス対策型建設機械指定要領」を参考とするものとします。また、騒音規制法および振動規制法により指定された作業（特定建設作業）については、神奈川県「特定建設作業に伴って発生する騒音・振動に関する規制基準」を遵守するものとします。

イ 現場周辺での作業待ち時には、車両等のエンジンをできる限り止めるなど騒音、振動を発生させないようにするものとします。

(4) 安全対策関係

ア 現場での業務中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を参考に、災害の防止に努めるものとします。

イ 業務場所の周辺、業務用車両通行の出入口、及び業務に伴う土砂・資材を運搬する車両等の使用にあたっては、交通誘導員を配備するなど交通事故及び交通災害の防止に努めるものとします。

(5) 安全衛生管理対策関係

ア 業務の安全衛生に関する管理は、受注者が責任者となり、労働安全衛生法、その他関連法令に従ってこれを行うものとします。

イ 周辺道路等での喫煙は禁止とします。

(6) 道路関係

業務用車両の通行経路は関係諸官庁の指示に従うものとします。

(7) 仮設関係

ア 仮設計画については、業務計画書に明記し、調査職員に提出するものとします。

イ 業務の安全については、業務区域だけではなくその周囲にも注意し対策を十分に行うものとします。また、業務区域を明確にして関係者以外が立ち入り出来ないように囲うものとします。

ウ 現場での業務用の電力及び給水設備については、本業務用に設置するものとします。

エ 現場での業務にあたり、敷地内、近隣建物、付近の道路等で損傷の恐れのある箇所は、十分な養生を行うものとします。万一汚れ、損傷が生じた場合は、受注者の負担で直ちに応急措置を講じると共に、調査職員に報告し、業務完了までに現況復旧するものとします。なお、復旧方法及び仕様は、所有者の指示に従うものとします。

オ 近隣に対する防音・防塵対策に配慮するものとします。

(8) その他

ア 調査場所について、調査孔の閉塞を行うことを原則とし、舗装等の障害物がある場所は調査のための撤去及び復旧を行うものとします。また、高低差やフェンス等がある場所については適切な足場及び調査機器の設置や配置を行うものとします。

イ 廃棄物が発生する場合は、受注者は排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、適正に処理するものとします。

ウ 受注者は、業務実施に伴う資材等の運搬に大型貨物自動車を使用する場合は、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、関係法令を遵守するものとします。

5 既存調査結果の貸与

令和4年に敷地内で実施された地質調査結果を貸与します。

※機械ボーリング 2箇所 (615番2及び615番8内)、調査深度 20m (延べ40m)、標準貫入試験 40回、室内土質試験4試料、孔内水平載荷試験 1回

6 提出成果品

(1) 本業務の成果品は、次の内容のものを提出すること。なお具体的な内容は調査職員と協議を行うものとします。

ア 調査概要

イ 調査方法

ウ 地質概要

エ 付近の地形及び地盤概要

オ 調査結果

- ・敷地の状況、調査位置、基準点と調査位置の地盤高さの高低関係
- ・ボーリングによる土質柱状図、土層構成、推定地層断面図、地下水位
- ・各試験内容・結果
- ・現場写真及び試験などについての写真

カ 各種添付図面

キ 調査位置図

ク 試験結果資料

ケ 考察及びまとめ

コ 報告書データ (CD-R 等)

サ 土質標本 (別添)

(2) 報告書には予定建築物が長期的に立地することについて、基礎構造、地盤に関する考察・まとめ (「構造設計に相当程度影響のある軟弱な地盤であるかどうか」についての考察を含む。) を記載するものとします。

(3) 報告書の提出部数は製本を3部とし、サイズは、A4版とします。ただし、やむを得ない場合は、A3版とします。また、報告書の閲覧用の電子データ (PDF形式)、それを作成するために使用した原稿・写真・図面等の電子データ (WORD・JPEG・JWW形式等) 及び現場写

真等の電子データを1部（Windows仕様、ウイルスチェック済みのCD-R）を提出するものとします。なお、写真は、調査件名、荷重等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとします。

- (4) 本業務の現場写真の撮影は、「鎌倉市工事写真撮影要領」を参考とするものとします。
- (5) 採取した試料は標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出すること。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層に標本ビンに密封して収納すること。